

法律顧問契約書

委任者（甲という）

受任者（乙という）

弁護士法人 赤津法律事務所

代表社員 赤津 加奈美

上記当事者間において、本日、次のとおり法律顧問に関する契約を締結する。

第1条（顧問契約の成立）

甲は乙を甲の法律顧問に委嘱し、乙はこれを受託する。

第2条（顧問料の支払）

甲は乙に対し、顧問料として下記金額を毎月 日限り乙の下記口座に送金して支払う。

顧問料 1か月金5万円（消費税別）

（送金額は顧問料額に消費税を加えた金5万2500円）

送金口座

（略）

第3条（顧問業務の内容）

乙は甲の求めに応じて法律相談、法律文書の点検、簡易な文書の作成など日常の法律事務を誠実に行う。

但し、上記業務の遂行にあたって特別に時間を要するときは、乙は甲にその旨を説明のうえ別途費用を請求することができる。

上記事務処理に際して郵便切手代等の実費を要する場合は、甲は乙にこれを支払う。

第4条（別途費用）

甲が乙に対し、訴訟事件、交渉事件、法律鑑定、契約書の作成など前条記載の日常の法律事務以外の法的事務処理を委任するときは、前条の顧問料とは別途にその報酬等を支払う。

上記の報酬額は、平成14年版大阪弁護士会報酬規定に準じて、本顧問契約の存在を加味したうえ、甲乙協議のうえで定める。

乙は上記法的事務処理を他の業務に優先して遂行する。

第5条（顧問料の改定）

第2条記載の顧問料について、乙の処理する法律事務の質及び量に鑑みて不相当と認められるとき、当初の顧問料額の設定時から長期間を経過し新規の顧問料額に比べて不相当に至るなどの事情が生じた場合には、甲と乙は協議のうえ、顧問料額を改定することができる。

第6条（契約期間及び更新）

本契約の期間は3年とし、甲または乙から申し出のない場合には当然に更新する。

以上

本契約の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙各自1通宛所持するものとする。

20 年 月 日

（甲）

（乙） 大阪市北区西天満2丁目6番8号

堂島ビルヂング618号室

弁護士法人赤津法律事務所

代表社員 赤津 加奈美